

千葉市母子保健学術研修事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、医学及び医術の向上に寄与するため、一般社団法人千葉市医師会（以下「市医師会」という。）が行う母子保健学術研修事業に対して、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(補助事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市医師会の会員に対して、母子保健事業の円滑な推進とその資質的な向上を図ることを目的として行う研修の開催であって、市長が必要と認めたものとする。

(補助対象事業及び交付額の算定方法等)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、次の表のとおりとする。

補 助 対 象 経 費	補助率
報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、備品（2万円以上で1年以上使用できるもの）	1／2

2 補助金の交付額は、表に定める補助対象経費と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じた額とし、かつ、予算の範囲内で算定するものとする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条の規定により、補助金の交付を申請しようとするときは、市長が別に定める期日までに、母子保健学術研修事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 経費所要額調（別紙1）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付又は不交付の決定通知)

第5条 規則第4条第3項又は第6条の規定に基づく通知は、母子保健学術研修

事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）によるものとする。

（交付の条件）

第6条 規則第5条の規定に基づく通知に附する条件は、次の各号に掲げる事項とするものとする。

（1）補助事業の内容又は遂行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

（2）事業を中止し、又は廃止するときは、あらかじめ了承を受けること。

（3）事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となったときには、速やかに報告して、指示を受けること。

（4）その他市長が必要と認める事項

（変更等の承認）

第7条 前条第1号から第3号までの規定により、変更等の承認を受けようとするときは、母子保健学術研修事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更等の承認の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、速やかに母子保健学術研修事業補助金変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（実績報告）

第8条 規則第12条の規定により、実績を報告しようとするときは、すみやかに母子保健学術研修事業補助金実績報告書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

（補助金額の決定）

第9条 規則第13条の規定による通知は、母子保健学術研修事業補助金確定通知書（様式第6号）によるものとする。

（補助金の請求）

第10条 規則第16条第1項の規定により、補助金の請求をしようとするときは母子保健学術研修事業補助金交付請求書（様式第7号）を、市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項の規定において準用する同条第1項の規定により、補助金を請求しようとするときは、母子保健学術研修事業補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第8号）を、市長に提出しなければならない。

(決定の取消)

第11条 規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定額の全部又は一部を取消するときは、母子保健学術研修事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）によるものとする。

(返還命令)

第12条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、母子保健学術研修事業補助金返還命令書（様式第10号）によるものとする。

(委 任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の予算に係る補助金から適用する。

この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。